

I 県民経済計算の説明

1 県民経済計算の概要

(1) 県民経済計算とは

県民経済計算は、国民経済計算(注)と共通の基本的な考えや仕組みに基づき構成された、都道府県(以下県という。)という行政区域を単位として一定期間(通常1か年、県民経済計算では会計年度)の経済活動の成果を計測・記録する統計システムです。

(注) 国民経済計算は、国連提案の現行国際標準方式・08SNA(A System of National Accounts 2008)が提示する計算体系であり、それは経済のフローとストックの記録を体系化し、かつ統合するための包括的で詳細な枠組みを提供するものです。

(2) 県民経済計算のねらい

県民経済計算は、県内あるいは県民の経済の循環と構造を生産、分配、支出等各面にわたり計量把握することにより県経済の実態を包括的に明らかにしようとするものです。また、日本経済における滋賀県経済の位置を明らかにするとともに、各県経済相互間の比較を可能とすることにより地域的分析、地域の諸施策に利用することができます。総合的な県経済指標として、県の行財政・経済政策に役立てることも目的としています。

(3) 県民経済計算体系の概要

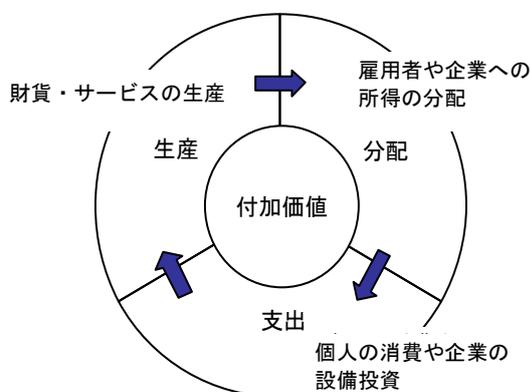
県民経済計算体系は、県経済の循環と構造を社会会計方式(注)により、事後的に整合して記録する統計システムです。経済活動を「取引」として捉え、取引を受払いの両面から、貸借平均の原理・複式記録の手法に基づいて経済活動別ならびに経済主体別の勘定として記録します。また、推計作業に使用する1次統計の公表などの影響から、推計値は2年前の数値となります。

(注) 社会会計方式とは、社会(あるいは国民経済)を一つの会計主体とみなし、一定時点における社会全体の資本(国富)や、そのフローである一定期間における社会全体の経済活動の成果(国民所得や国内生産など)を測定する計算システムです。

(4) 県民経済計算の概念と相互関連

生産活動によって新たに生み出された付加価値(総生産)は、生産に参加したそれぞれの要素(労働→賃金、資本→利息・配当、企業→利潤)に分配され、さらに分配された所得は家計における財貨やサービスの購入や企業の設備投資などに支出されます。このように、経済活動は付加価値の循環で捉えることができ、県民経済計算ではこれを、生産、分配、支出という三つの側面から集計しています。三面は経済活動の異なる側面ですが、それぞれで同じ付加価値を集計しています。このことから概念上の調整を行うと、生産=分配=支出となり、これを三面等価の原則といいます。

付加価値の循環と三面等価の原則



ア 県内概念と県民概念

県経済を把握するための区分には、県内概念と県民概念の二つの概念があります。県内概念とは、県という行政区域内での経済活動を、たずさわった者の居住地にかかわらず把握するものです。一方、県民概念とは県内居住者の経済活動を、活動した地域にかかわらず把握するものです。なお、ここでいう居住者とは個人だけではなく、法人企業や政府機関などその地域にある経済主体全般を指します。県民経済計算では、生産および支出を県内概念、分配を県民概念で捉えています。

イ 名目と実質

県民経済計算では、全て貨幣で計測された数値を使用します。そのうち、市場価格で評価した値を名目値といい、物価の変動分を除いて計測した値を実質値といいます。実質値の推計過程では、物価変動分を除くために複数の物価指数を用いていますが、物価変動を表す総合的な指数として、デフレーターを表章しています。

経済成長率とは県内総生産の増加率で、通常は実質県内総生産の増加率である実質経済成長率のことを指します。一方、名目値はより生活実感に近いといわれています。

ウ 総 (Gross) と純 (Net)

建物、機械設備などの固定資産は、生産に用いたり時間が経過するにつれてその価値が減少します。このうち、通常の生産での使用過程で生じた価値の減少を評価したもの(減価償却費)および、臨時的に生じた価値の減少のうち、火災や風水害などの偶発事故による損失について通常予想される額(資本偶発損)をあわせたものを固定資本減耗といいます。この固定資本減耗分を含む計数を「総 (Gross)」、控除後の計数を「純 (Net)」といいます。

エ 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示(注)とは、文字どおり市場で取引される価格による評価方法です。生産段階では生産者価格が、他の取引段階では購入者価格(注)が用いられます。一方、要素費用表示とは、各製品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用(雇用者報酬、営業余剰、固定資本減耗)による評価方法です。要素費用表示に生産・輸入品に課される税を加算し補助金を控除したものが市場価格表示に等しくなります。

(注) 購入者価格 = 生産者価格 + 中間コスト

市場価格表示 = 要素費用表示 + 生産・輸入に課させる税 - 補助金

2 県民経済計算における経済の循環と構造のとらえ方

私たちが生活している経済社会では、様々な種類の財貨やサービスが生産され、消費されています。私たちはその保有している労働や資本といった生産要素を提供することによって生産活動に参加し、その報酬として所得を得ています。そして、その所得を用いて財貨やサービスを購入・消費し、将来の生産のために蓄積もしています。

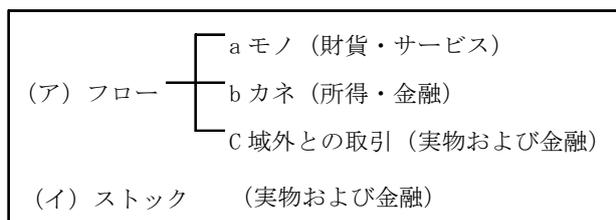
※用語については「用語解説」(P.94~P.101)も併せて御利用ください。

(1) 取引の分類

取引の分類には、領域別分類と機能別分類があります。

ア 取引の領域別分類

県民経済計算においては、フローとストック、モノ（実物）とカネ（金融）といった取引対象の観点から取引を整理区分して捉えるため、取引はつぎのような領域に分類されます。



(ア) フロー

a モノの取引

実物フローの取引を示すものであり、基本的には「生産」、「消費」および「蓄積」といった経済活動の領域のいずれかに分類されます。これはモノ（財貨・サービス）の産出（供給）と処分（需要）を捉えるものであり、産出についてはその投入構成が、処分については中間消費、最終消費、総固定資本形成、在庫品増加などの状況が明らかにされます。

b カネの取引

経済各部門の所得、金融の収支に関する取引を示すもので、所得支出勘定、資本勘定および資金循環勘定の領域がその対象範囲となります。

c 域外との取引

域外との実物および金融取引を一括して取扱う部分です。

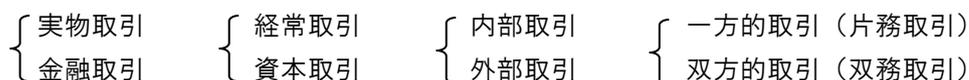
(イ) ストックの取引

実物・金融の取引の結果としての実物資産や金融資産のストックの状況を明らかにします。

イ 取引の機能別分類

経済循環は個々の取引が集まって構成されていますが、それらの取引範囲は極めて広く、その中には様々な性格の異なる取引が含まれます。そのため、経済循環の構造を体系化して捉えようとする場合、それぞれの取引の機能を検討し、それぞれのもつ特徴によって分類することが必要となります。

取引を分類すると、例えば、次のように二つずつの対照的な種類の取引に分類されます。



また、県民経済計算の場合に使われる取引種類の特殊例として、「帰属取引」があります。

帰属取引とは、社会会計上の観点からの必要に応じ、現実には起こっていない取引を行われたものとみなし、受払いの両建てを擬制するものです。持ち家の帰属家賃を例に挙げると、実際には家賃の受払いを伴わない持ち家住宅についても、通常の借家など同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場家賃で評価した家賃を社会会計に計上することをいいます。

ウ 取引の認識時点

県民経済の循環と構造を取引によって系統的に整理し、受払いのバランスとして捉えるためには、取引を認識する時点を一定基準により統一的にとらえることが必要となるため、発生主義に準拠して記録されます。

(2) 取引主体の分類

県民経済計算のようにマクロ集計量を取り扱う勘定体系においては、個々の経済主体を同質のグループに集約する必要があります。その場合、いくつかの観点からの分類基準が考えられますが、県民経済計算の体系では、国民経済計算に準拠し、実物と金融の二分法に従って、二種類の取引主体に分類しています。

一つは財貨・サービスの流れ、つまり実物のフローの取引に関与する主体であり、生産、消費および資本形成の諸勘定に関連するものです。これは生産、消費および資本形成の経済活動に関連するところから、経済活動別分類と呼ばれます。

もう一つは資金の流れ、つまり金融フローに関与する主体であり、所得支出、資本の諸勘定に関連するものです。これは、所得の受取や処分、資金の調達や運用など組織体の意思決定に関連するところから、制度部門別分類と呼ばれます。

経済活動別分類は産業構造分析など生産分析の目的から、制度部門別分類は所得および金融面の分析など金融分析の目的から主に利用されます。

なお、県民経済計算では、生産系列は経済活動別に、分配系列および支出系列は制度部門別に推計を行っています。

ア 経済活動別分類

SNA においては、財貨・サービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の単位として「事業所」が位置付けられており、これらを同質的なグループに分類したものと「産業」があります。より具体的には、事業所ごとに、その事業所の主要な生産物（主産物）に着目し、同じ主産物を生産する事業所を一つの産業と分類します。また、事業所が主産物以外に副次的な生産物を生産している場合がありますが、その場合も、あくまで同じ主産物を生産する事業所をまとめて一つの産業とします。このため、各産業の生産物には、主産物のほかに複数の副次的生産物もあります。

県民経済計算では、「産業」については「経済活動」と呼称しており、その分類を「経済活動別分類」と呼びます。この経済活動別分類について、平成 23 年基準以降は、大分類レベルで可能な限り「国際標準産業分類」の改定第 4 版 (ISIC Rev.4) と整合的なものとなるよう設定されています。

(事業所—市場生産者と非市場生産者)

a 市場生産者

市場生産者とは、経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が買おう

とする量とに意味のある影響を及ぼす価格)で生産物のほとんど、または全てを販売する生産者です。市場生産者には、民間企業の事業所のほか、政府関係機関のうち公的企業として市場生産者に分類される事業所が含まれます。制度部門ごとに見ると、非金融法人企業、金融機関、家計(個人企業)は市場生産者に分類されます。

医療機関については、同一の社会保険診療報酬制度の下で運営していることから、公立病院も含めて、全て市場生産者として扱います。また、主として企業のためにサービスを提供する非営利団体、家計の持ち家と政府および民間非営利団体の給与住宅、家計、政府または民間非営利団体が自ら使用するために行う建物の建設などが市場生産者の活動の範囲に含まれます。

b 非市場生産者

非市場生産者とは、無料または経済的に意味のない価格(生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいは全く影響を与えず、また買おうとする量にもごくわずかな影響しか与えない価格)で供給される生産物の生産者で、一般政府と対家計民間非営利団体が該当します。

イ 制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位を基準として行われます。この分類において、取引主体は主として機能、行動、目的等を基に、a 非金融法人企業、b 金融機関、c 一般政府、d 家計(個人企業を含む)、e 対家計民間非営利団体の五つに大別されます。

a 非金融法人企業

非金融法人企業は、全ての居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業や準法人企業からなります。法人企業としては、営利社団法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)、医療機関等や、特殊法人等の一部が含まれます。市場生産に携わる非営利団体として、医療サービスを提供する医療機関(医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む)や、介護保険による介護サービスを提供する介護事業者、さらには経済団体が含まれます。準法人企業とは、法人企業ではないが、基本的にこれと同様に自律的に意思決定を行う主体を指し、海外の企業の国内支店や、国の特別会計の一部等が含まれます。

非金融法人企業は、政府による支配の有無に応じて、民間非金融法人企業か公的非金融企業に分かれます。①政府が議決権の過半数を保有している、または、②取締役会等の統治機関を支配している(過半数の任免権を持つ)、のいずれかを満たす場合には、公的企業(公的非金融企業または公的金融機関)に分類し、そうでない場合は民間企業(民間非金融法人企業または民間金融機関)とします。

なお、公的法人企業の子会社のうち、政府諸機関の分類対象でないものについては、基礎統計上の制約から、公的法人企業には含めていません。

b 金融機関

金融機関は、全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業からなります。非金融法人企業の場合と同様、金融機関には、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれるとともに、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれます。

平成23年基準以降、08SNAを踏まえ、市場における活動や負債の流動性に応じて9つの内訳部門に区分されました。具体的には、中央銀行、預金取扱機関、マネーマーケットファンド、

その他の投資信託、公的専属金融機関、保険、年金基金、その他の金融仲介機関、非仲介型金融機関からなります。

また、非金融法人企業と同様に金融機関も、民間法人企業と公的法人企業に分類されます。

c 一般政府

一般政府は、中央政府（国出先機関）、地方政府（県・市町村）およびそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれます。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関からなり、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれます。

中央政府には、国の一般会計のほか、特別会計の一部、独立行政法人等の一部が含まれます。地方政府には、地方公共団体の普通会計のほか、公営事業会計の一部、地方独立行政法人の一部が含まれます。社会保障基金は、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものであり、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計（保険事業特別会計）のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合の一部、独立行政法人の一部（年金積立金管理運用独立行政法人）が含まれます。

なお、中央政府および中央政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「全国社会保障基金」という）の事務所等は、事業所としてはその存在地域に立地していても、制度単位としての中央政府および全国社会保障基金は、いずれの地域にも属さない擬制的な地域（以下「準地域」という）に所在するものとしています。地方政府および地方政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「地方社会保障基金」という）は、その地域に存在するものとしています。また、中央政府等の扱い変更により、地域区分の名称については、地理的な区分は、「県内・県外」とし、制度単位による概念的な区分は「域内・域外」としています。ここで、「域内」とは自県の制度部門が所在するとする概念上の地域であり、「域外」とは他県の制度部門および中央政府等が所在するとする概念上の地域を意味しています。「域外」のうち地理的には存在しない地域（準地域）に中央政府等を位置付けています。

平成 27 年基準改定では、制度部門名として「中央政府等」、「地方政府等」の新たな名称を使用しており、「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金であり、「地方政府等」は地方政府と地方社会保障基金を表します。

d 家計（個人企業を含む）

家計は、生計を共にする全ての居住者である人々の小集団が含まれます。自営の個人企業（非法人企業）も含まれます。これは、家計の構成員が独自の企業を所有し、それが法人企業または準法人企業でない場合、所属する家計部門の利益とするために活動しているとして、その企業はその家計自身と不可分のものとみなすためです。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録されません。

e 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体が含まれます。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれます。

対家計民間非営利団体は、利益分配を行うことができない非営利団体のうち、非市場生産者かつ

民間部門に属する機関から構成される制度部門と定義されますが、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは実務上困難なため、県民経済計算においては、日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法人でない団体について対家計民間非営利団体と位置付けています。

3 平成 27 年基準改定の概要

(1) 基準改定について

県民経済計算では、国民経済計算に準拠し、概ね 5 年ごとに、「産業連関表」、「国勢調査」等の主要な基礎統計の結果を反映させ、計数全体を改定する基準改定を行っています。

令和元年度（2019 年度）国民経済計算において、国際基準である「2008SNA」への対応や新たな経済活動の適切な反映等の「2015 年（平成 27 年）基準改定」が実施されたことから、令和元年度（2019 年度）滋賀県民経済計算において、基準年を平成 23 年から平成 27 年に移行しました。また、推計対象年度を平成 23 年度以降とし、計数について遡及改定を行いました。

なお、基準改定時にあわせて、推計上の概念の変更や推計方法の見直しなども実施しています。

(2) 平成 27 年基準改定での主な変更点

ア デフレーター基準年の変更

実質県内総生産を推計するデフレーター（名目値を物価の変動の影響を取り除いた実質値を算出するために用いる価格指数）の基準年を、平成 23 年から平成 27 年に更新しました。

イ 「平成 27 年滋賀県産業連関表」の取り込み

ベンチマーク（基準）の更新とともに、産業連関表で新たに反映された「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」、「分譲住宅の販売マージン」および「非住宅不動産の売買仲介手数料」を総固定資本形成に計上しました。

ウ 国際基準（2008SNA）への対応

- a 「娯楽作品原本」（テレビ番組原本、書籍原本等）を新たに総固定資本形成として記録することとし、これに伴い、著作権（生産資産）の使用に対する受払を、従前の「賃貸料（財産所得）」から「著作権等サービス」というサービスとして産出額に記録することになりました。
- b リース区分（フィナンシャルリースとオペレーティングリース）に応じた資産を記録することとしました。

エ 「住宅宿泊事業」（民泊）についての計測

民泊については、訪日外国人の拡大や住宅宿泊事業法の制定（平成 30 年（2018 年）6 月施行）にともない、産業としてその利用・拡大が進展していることから、これらの経済活動を適切に把握するため、「住宅宿泊サービス」および「住宅宿泊仲介サービス」の産出額を推計することとしました。

オ 中央政府等の扱い変更への対応

「一般政府」を「中央政府等」と「地方政府等」に区分し、制度単位としての中央政府等を、どの地域にも属さない域外の「準地域」に位置付けました。（詳細は P.91 を参照）